

○高知県警察官の服制等に関する規程

平成31年 3月15日

高知県警察本部訓令第4号

改正 令和7年5月21日高知県警察本部訓令第16号

警察本部

警察署

高知県警察官の服制等に関する規程を次のように定める。

高知県警察官の服制等に関する規程

高知県警察官の服制に関する規程(昭和32年6月本部訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)、警察官等の服制に関する細則(平成6年警察庁訓令第1号)その他別に定めのあるもの(以下「規則等」と総称する。)のほか、高知県警察官(以下「警察官」という。)の服制に関し必要な事項を定めるものとする。

(着用期間)

第2条 規則第3条の表の上欄に掲げる被服の着用期間は、同条ただし書の規定に基づき、本部長がその都度指示するものとする。

2 夏服の着用期間内であっても、儀式、祭典その他儀礼的な場合には、合服、合ワイシャツ及び合ネクタイを着用するものとする。

3 制服上衣(夏服上衣を除く。)、ベスト又は活動服は、気温の上昇等の状況により、その着用期間内であっても着用しないことができる。ただし、所属長が特に指示した場合は、この限りでない。

(服装等)

第3条 警察官は、勤務中、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、手錠並びに階級章及び識別章を着装しなければならない。ただし、第9条から第24条までに規定する場合は、この限りでない。

2 警察官は、勤務中、警察手帳規則(昭和29年国家公安委員会規則第4号)、警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成13年国家公安委員会規則第14号)に定めるところにより警察手帳、拳銃及び警棒を携帯し、並びに警笛を着装しなければならない。ただし、所属長が勤務の性質上その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(防寒服)

第4条 防寒服は、10月1日から翌年4月30日までの間で防寒のため必要と認められる場合に着用することができる。ただし、所属長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(雨衣、帽子雨覆い)

第5条 雨衣は、白色面を表面にして着用するものとする。ただし、所属長が特に必要と認めた場合は、紺色面を表面とすることができる。

2 雨衣及び帽子雨覆いは、雨雪その他勤務上必要がある場合に着用することができる。

(手袋)

第6条 手袋は、次に掲げる場合に着用するものとする。

- (1) 儀式、祭典、申告その他儀礼的な場合
- (2) 交通整理に従事する場合
- (3) その他所属長が特に指示する場合

2 防寒、自動車の運転等のために用いる手袋は、前項の場合を除くほか不体裁にわたらない限り適宜のものを使用することができる。

(拳銃つりひも)

第7条 拳銃を着装するときは、拳銃つりひもを帯革又は私服ベルトに装着するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により着装するものとする。

(靴)

第8条 靴は、通常黒色の短靴を着用するものとする。ただし、警備出動、警察点検、訓練その他所属長が特に必要と認めた場合は警備靴を、雨雪の際は儀式、祭典その他儀礼的な場合を除き雨靴をそれぞれ着用することができる。

(活動服等の着用)

第9条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。

- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

2 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。次条第3項第1号において同じ。）は、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

（服装等の一部省略等）

第10条 警察官は、室内で勤務するとき並びに別表第1及び別表第2に定めるヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

2 警察官は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、活動服を着用して勤務するときは、ネクタイ又は活動ネクタイを着用しないことができる。ただし、所属長が特に指示した場合は、この限りでない。

3 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革又は手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員であって演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。

4 警察官は、拳銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯から拳銃用調整具及び拳銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。

5 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。

- (1) 名札を着用しているとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 治安警備実施に従事するとき。

6 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職

務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(特殊の被服等の服制等)

第11条 別表第1から別表第9までに規定する警察官に貸与することができる特殊の被服及び装備品(以下「特殊の被服等」という。)の品目、制式、形状図等は、規則等に定めのあるもののほか、当該別表に掲げるとおりとする。

(交通機動隊員等の服装)

第12条 交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員(以下「交通機動隊員等」という。)は、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制(平成2年警察庁告示第1号)に定めるところにより、交通乗車服、乗車用ヘルメット、マフラー、ワイシャツ、ネクタイ、乗車靴、帯革及び階級章を着用又は着装しなければならない。ただし、交機隊長又は高速隊長が必要と認めたときは、乗車用ヘルメット、マフラー、ワイシャツ又はネクタイを着用しないことができる。

2 交通機動隊員等は、乗車用ヘルメットを着用しないときは、原則として制帽又は活動帽を着用するものとする。ただし、職務上支障があると交機隊長又は高速隊長が認めた場合は、この限りでない。

3 交通機動隊員等は、必要に応じて乗車用手袋、帽子覆い、顎ひも、警笛つり鎖、夜光チョッキ、特殊警棒、交通乗車服記章又は雨衣を着用し、又は着装するものとする。

4 交通機動隊員等の交通乗車服、ワイシャツ及びネクタイの着用期間は、第2条の規定を準用する。

(交通機動隊員等以外の交通専務員の服装)

第13条 交通機動隊員等以外の交通専務員は、帽子覆い、顎ひも、帯革及び警笛つりひもを着装するものとし、必要に応じてヘルメット、交通腕章、夜光チョッキ、きゃはん、手袋又は雨衣を着用し、又は着装するものとする。

(交通取締り等に従事する警察官の服装)

第14条 交通専務員以外の警察官が交通取締り、交通整理、交通事故処理、検問等に従事するときは、所属長の指示により前条に規定する交通専務員の特殊の被服等の全部又は一部を着装するものとする。

(機動隊員及び管区機動隊員の記章等)

第15条 機動隊員は、職務上支障がある場合を除き、記章(機動隊員用)及び機動隊員章を着装し、必要に応じて警笛つりひもを着装するものとする。

2 管区機動隊員は、職務上支障がある場合を除き、記章(管区機動隊員用)及び管区機動隊員章を着装し、必要に応じて警笛つりひもを着装するものとする。

(機動捜査隊員の記章)

第16条 機動捜査隊員は、職務上支障がある場合を除き、記章(機動捜査隊員用)を着装するものとする。

(鉄道警察隊員の記章)

第17条 鉄道警察隊員は、職務上支障がある場合を除き、記章(鉄道警察隊員用)を着装するものとする。

(鑑識課員及び署鑑識係員の服装)

第18条 鑑識課員及び署鑑識係員は、鑑識作業に従事するときは、現場作業服及び作業帽子を着用するものとする。

(職務質問技能指導員等の記章)

第19条 職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員は、職務上支障がある場合を除き、職務質問技能指導員章又は職務質問準技能指導員章を着装するものとする。

(署長及び副署長等の記章)

第20条 署長及び副署長等(副署長及び署の次長をいう。以下同じ。)は、職務上支障がある場合を除き、警察署長章又は副署(次)長章を着装するものとする。

(音楽隊員及び航空隊員の服制等)

第21条 音楽隊員及び航空隊員の服制等については、別に定める。

(災害警備活動等に従事する警察官の服装)

第22条 警察官は、警備出動に従事する警察官等の服制(平成27年警察庁告示第2号)に規定する警備出動のほか、災害救助、捜索、警備実施その他の警察活動に従事する場合で必要があるときは、同告示に規定する出動服、略帽、出動服用ベルトその他の被服又は装備品を着用し、又は着装することができる。

(礼服の服制等)

第23条 警察官の礼服の服制は、別表第10のとおりとする。

2 警察官の礼装の実施に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔令和2年本部訓令16号〕

(私服の着用)

第24条 次に掲げる警察官は、必要により私服を着用して勤務することができる。

- (1) 生活安全、刑事又は警備の業務に専従する警察官であって所属長から私服での勤務を認められているもの
- (2) その他勤務の性質、傷病、妊娠その他の理由により所属長から私服での勤務を認められている者

旧23条を繰下〔令和2年本部訓令16号〕

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月5日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、令和2年8月5日から施行する。

附 則(令和7年5月21日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

別表省略